

令和7年6月10日

特定健診対象被保険者 各位

島根県医師国民健康保険組合

令和7年度特定健康診査の受診について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和7年度の特定健康診査に係る「受診券」を全ての対象被保険者様宛て個別にお送りいたします。

P2『令和7年度「特定健康診査・特定保健指導」の実施方法』に基づき、原則本年7月1日から12月31日までの間に、別添「令和7年度 特定健診実施機関一覧表」に掲載の実施機関で受診していただきますようお願いいたします。

また、「島根県環境保健公社」との特定健診に係る集合契約により、島根県内の検診車等による集団健診を受けていただくことも可能となっております。日程につきましては、同封のチラシ「年に1回の受診を忘れずに！！特定健診」の裏面にあります集団健診の時間、場所等をご参照ください。ご不明な点がございましたら実施機関にお問い合わせください。

ぜひ、健康の保持増進の機会と捉えていただき、積極的に受診していただきますようお願い申し上げます。

※ 「特定健診実施機関」におかれましては、受診率向上のため、窓口において受診される方への受診券提出のお声掛けをお願いいたします。

※ 准組合員（従業員）には、労働安全衛生法に基づく健康診断（事業主健診）が義務付けられておりますが、『受診券』を利用すると特定健診の基本項目、追加項目（貧血・尿酸・クレアチニン）、詳細項目（貧血・心電図・眼底）部分は医師国保が費用を負担しますので、事業所負担の軽減にもつながり受診率向上にもご協力いただけます。

【補足】

特定健診は保険診療ではありませんので、特定健診実施機関として登録されている場合には、自院で自分の家族や従業員を健診する 自家健診 が可能です。

但し、「自覚症状及び他覚症状の検査」に関し、他覚症状には他の医師の判断が必要であることから、医師が自分で自分を健診する 自己健診 は認められておりませんのでご注意ください。（受診者と健診した医師（判断した医師）が同一であることは認められておらず、この場合には、過誤調整の対象となりますのでご注意ください。）

令和7年度「特定健康診査・特定保健指導」の実施方法

島根県医師国民健康保険組合

(お問い合わせ：TEL 0852-26-3100)

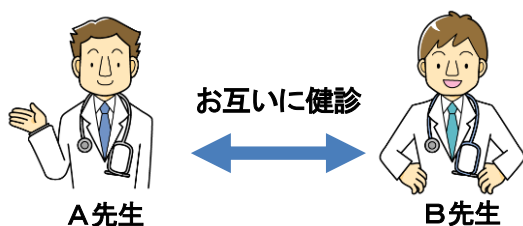
項 目	特定健診	特定保健指導
対 象 者	40歳～74歳の方 ・本年5月31日までに資格取得の手続きが完了した方。 (前記以降の場合は希望により受診券を発行します) ・今年度中に40歳になる方も含まれます。 ・受診期間中に75歳になる方も含まれます。	健診の結果、保健指導を受けなければならない該当者 (本組合から利用券を発行します。)
受 診 期 間	令和7年7月1日 ～ 令和7年12月31日	健診結果により、 概ね 3か月～6か月間
健診機関及び 指導機関	①特定健診実施機関一覧表に掲載のある健診実施機関(個別健診) ②島根県環境保健公社の検診車等による健診(集団健診)	該当者に利用券を送付する際、 保健指導機関をお知らせいたします。
受診・指導方法	保険証 ^{※1} ・ <u>受診券・質問票(必要事項を記入の上)</u> を持参	保険証 ^{※1} ・利用券を持参
自己負担額	なし	なし
<u>自 家 健 診</u>	<u>自家健診(家族・職員様)は可能です。</u>	
<u>自 己 健 診</u>	医師が自分で自分を健診することは認められません。 ※先生方にはお互いに健診をしていただくなど提出へのご協力をお願いします。	(医師が自分の保健指導をすることは認められません。)
そ の 他	組合員の方で「 <u>人間ドック</u> 」を受けられた場合、 <u>健診結果データの提供により特定健診受診者となります。</u>	

※1 被保険者証またはマイナ保険証等

※ 特定健診・特定保健指導に関し提供いただいた健診・指導結果を含む個人情報、本組合の特定健診・特定保健指導以外の事業の他、個人が特定できる情報としての公表並びに第三者への提供は一切行いません。

○特定健康診査(特定健診)の受診率向上について

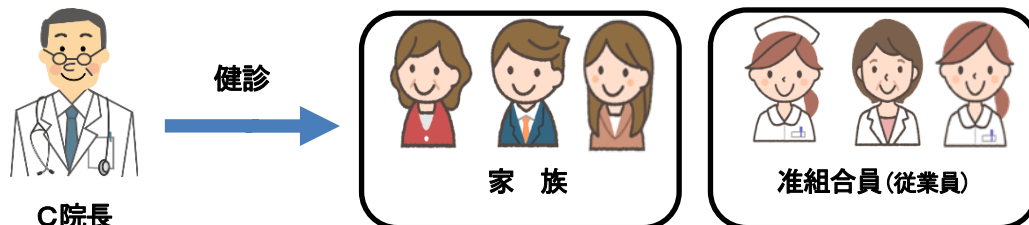
親しい先生同士での健診をお奨めします！



お互いに「受診券」「質問票」「血液検査情報」(自院で採血された血液検査情報でも可)をもって健診を行って下さい。
健診方法は問いません。それぞれで費用請求していただけますから直接の費用のやり取りは不要となります。

※ 自院が特定健診実施機関である場合に限りです。

自院での家族・従業員の健診は可能です！



※ 自院が特定健診実施機関である場合に限りです。

★ 組合員(医師)ご自身の自己健診は認められませんが、別の医師(非常勤含む)の署名による自家健診は差し支えありません。

その他

- 「人間ドック」や「職場健診」、「各郡市医師会等で実施される健康診断」のデータも特定健診データとして利用できます。
- 「人間ドック」等からのデータ提供される場合は、医師国保組合にお知らせ下さい。(データ提供様式をお送りします)

○特定保健指導の実施率向上について

自院での家族・従業員への特定保健指導は可能です！

本組合では、特定健診受診者で特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)の対象となった皆さんには、「特定保健指導利用券」をお送りし、保健指導の実施をお願いしております。

県内の特定保健指導実施機関(協会けんぽ島根支部指定機関)にて実施できますが、組合員の先生方による保健指導の実施も可能です。最終の実績評価後は直接本組合に費用請求を行っていただけます。詳しくは、本組合にお問い合わせ下さい。(組合からモデル指導票の提供も行っています。)

★ 組合員(医師)による特定保健指導(動機付け支援)は、医師国保組合や各自治体の資料を利用して実施できます。

島根県医師国民健康保険組合から

令和7年度 各種健診（検診）事業のご案内

健診（検診）受診後はお早めに申請をお願いします！

※ 年度内申請を原則としています

	対象者	実施期間	実施方法・ 検査項目等	助成限度額 (差額は自己負担)	申請に必要な 様式・添付書類
人間ドック事業	組 合 員	通 年	《実施方法》 組合員は指定医療機関(16 機関) に予約の上受診する。 《検査項目》 指定医療機関が定めた内容による。 ※基本健診項目がない場合は一般 健診事業の費用助成の取り扱い ※特定健診の同時受診を推奨	30,000円/人 <特定健診のデータ 提供を行う場合> +1,000円/人	・保健事業様式第1号 [添付書類] ・「検査項目・検査結果」 並びに「領収書」 ※いずれも写し可 <特定健診のデータ提供を 行う場合> ・保健事業様式第1号 [続き](1/2)(2/2)
がん検診事業	組 合 員 家 族 准組合員(従業員)	通 年	《実施方法》 1. 組合員(医療機関)毎の個別検診 2. 郡市医師会取りまとめによる 集団検診 《検査項目》 ①胃がん(「胃内視鏡」又は「胃部X 線」) ②肺がん(「胸部X線」又は「胸部X 線及び喀痰細胞診」、「胸部CT」) ③大腸がん(便潜血) ④乳がん(「乳房X線」) ⑤子宮頸がん(視診、子宮頸部の 細胞診及び内診)	8,000円/人 ※複数の検診項目 の実施可	《組合員(医療機関)毎の 個別検診による申請》 ・保健事業様式第4号 ・保健事業様式第4号-1 [添付書類] ・「検査項目・検査結果」 並びに「領収書」 ※いずれも写し可 (郡市医師会取りまとめ による集団検診は省略)
一般健康診断	組 合 員 家 族 准組合員(従業員)	通 年	《実施方法》 郡市医師会取りまとめによる集団 健診(実施要綱の事前提出必須) 《検査項目》 郡市医師会で定める検査項目	8,000円/人 ※特定健診対象者に おける特定健診の基 本的な項目及び追加 の項目、詳細な項目 は対象外	郡市医師会から一括請求 ・健診実施費用支給申請書 (様式随意) ・保健事業様式第3号 [添付書類] ・「検査項目・検査結果」 並びに「領収書」 ※いずれも写し可

※ 人間ドック・がん検診・一般健診の給付につきましては、年度一回を
限度とし重複申請の場合は先に申請されたものを優先します。

特定健診を受診（データ提供）されるこ
とにより費用額が給付されます。
※実質の健診費用は「無料」となります。

特定健診	40歳から 75歳までの 被保険者	7月1日 ～ 12月31日	《実施方法》 対象者には毎年6月中旬に受診券 に併せご案内文書にて通知。 特定健診実施機関にて受診。 ※自院において自家健診も可能(詳し くはご案内文書に記載) 《検査項目》 ・基本的な健診 ・追加健診(貧血・尿酸・クレアチン)	※消費税10% 《基本項目》 8,888円/人 《追加項目》 貧血:231円/人 尿酸:121円/人 クレアチン:121円/人 《データ提供》 1,000円/人	実施機関から島根県国保 連合会に費用請求を行う。 (通常の費用請求) 《データ提供》 人間ドック事業を除く又は 労働安全衛生法による事業場 健診等による特定健診データ 提供の場合 ・特定健診データ提供様式 第1号、第2号、第3号
ABC 検診事業	当該年度に 特定健診を受診 した方	通年	《実施方法》 特定健診受診時の同時実施を 推奨	2,000円/人	・保健事業様式第2号 [添付書類] ・領収書 ※写し可

上記の健診（検診）は各市町村の行う健診結果も助成費用として利用できます

(健診（検診）の実施予定は各市町村の広報などでご確認ください)

お問い合わせ：島根県医師国民健康保険組合 (TEL:0852-26-3100)